

25消安第1162号
平成25年6月12日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

農林水産大臣 林 芳正



食品健康影響評価の取下げについて

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第3号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、平成21年2月23日付け20消安第11883号をもって貴委員会に意見を求めたところですが、申請者から安全性についての確認の申請を取り下げる旨の申出があったことから、これを取り下げます。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の（1）のシの規定に基づき、次に掲げる飼料の安全性についての確認を行うこと

除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性トウモロコシ（DP-098140-6）

